〇技能講習や技能試験等に、部会員事業所の従業員が技能講習等を受講・全課程を修了した時、また技能試験に合格した時にその受講・受験費用を一部助成します。

〇助成金の範囲（年度内申請上限）

1. 助成金限度額　　　１名につき　　１０，０００円か費用の１／２の孰れか低い額

（１００円以下は切り捨て）

1. 助成人数限度　　　原則　１事業所　　２名まで

〇申請は先着順とし、技能講習や試験が実施された年度内の以下の期間内に行って下さい、

１．申請期間は、講習や試験が実施される各年の５月１日～翌年２月１０日迄とします。

２．当該実施年度の本会工業振興費内の予算額に達した時点で事業を終了します。

〇申請は、所定の申請書（様式１）に必要事項を記入し、助成対象経費の領収書、合格証（受講証明書等）の写しを添付した上で本会へ受講後又は合否発表後１ヶ月以内に申請下さい。但し、証憑書類の発行に時間が必要で上記の申請期限内に間に合わないことが考えられます。そのような場合には、受講（受験）前に本会事務局へその旨を連絡の上、指示を受けて下さい。

※年度内予算終了時に、本事業は終了します。申請を検討される方は、取組む際に予め本会

事務局へ予算等の執行状況を確認下さい。（申請は、先着順とさせて戴きます。）

〇助成対象講習等は、以下の３点とします。（念の為、一覧表を同封しております。確認下さい。）

１．香川労働災害防止団体連絡協議会が実施する技能講習や特別講習又は認可を得た事業者が行う同等の技能講習や特別講習。

２．技能検定（都道府県職業能力開発協会実施分（111種）及び試験指定期間実施分（19種）

３．三豊市商工会長が特に必要と認める講習会・特別教育及び資格試験

御不明の点等、御面倒でもお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先　三豊市商工会　　電話 0875-72-3123　　　担当　原　浩一